

市第 4 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

国の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定）において、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制については点検・見直しをすることとされており、定められた工程表に基づき、順次見直しが行われています。

これに伴い、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 86 号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下「運営基準」）の一部が改正されました。

本市においても、運営基準の一部改正に伴う規定の整備を行うため、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例について、一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 重要事項の書面掲示について

施設の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする内容に改めます。

(2) 記録の交付媒体について

磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定における「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術的中立性を明らかにする観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図ります。

3 施行期日

公布の日から施行します。